

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月19日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(C)貝殻除去装置巡回弁において、弁の固着(手動操作時にハンドルの動きが固く固着気味)が認められたため、当該弁を点検・修理。	対象外	
2	1号機	主排気ダクトの応急修理に使用した鉄板(ダクトに開いた穴を塞ぐために使用)の廃棄において、所定の手続き(放射線・化学管理グループへ申請し、立会いのもと鉄板の取り外しを行う)が行われていないことが認められたため、当該原因を調査・対応検討。	G II	
3	2号機	所内用圧縮空気系圧縮機(B)の点検において、No. 2シリンダー出口弁カバーに割れが認められたため、当該カバーを取替え。	G III	